

別紙1 計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券以外の有価証券

1. 時価のあるもの：期末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。
2. 時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却方法

① リース以外の固定資産

定額法によっている。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に属する額を計上している。

② 徴収不能引当金

計上していない。

2. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、中小企業退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業

ア 法人本部拠点

「経営本部」

イ かがやき苑拠点

「特別養護老人ホーム かがやき苑(従来型)」

「特別養護老人ホーム かがやき苑(ユニット型)」

「短期入所生活介護施設 かがやき苑」

「共生型短期入所 かがやき苑」

ウ 協働作業所拠点

「協働作業所 かがやき(就労移行支援)」

「協働作業所 かがやき(自立訓練)」

「協働作業所 かがやき(就労継続支援B型)」

エ 協働作業所新潟拠点

「協働作業所 かがやき新潟(就労継続支援B型)」

オ こども園拠点

「かがやきこども園(こども園)」

「かがやきこども園(児童発達支援)」

「かがやきこども園(放課後等デイサービス)」

「かがやきこども園(共生型生活介護)」

「かがやきこども園(日中一時支援)」

「かがやきこども園(保育所等訪問支援)」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	93,937,659	0	0	93,937,659
建物	1,028,118,297	0	80,450,749	947,667,548
合計	1,122,055,956	0	80,450,749	1,041,605,207

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	877,910,429 円
計	877,910,429 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	1,600,000,005 円
計	1,600,000,005 円

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

9. 関連当事者との取引内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：万円)

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
個人:役員の近親者	小嶋正歳	—	—	会社役員	—	—	—	借入金	19,500	長期運営資金借入金	19,500

取引条件および取引条件の決定方針等

・借入金明細書に記載の通り。

(単位：万円)

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
法人:役員が支配する法人	㈱五頭	新潟県阿賀野市保田1812	400,336	不動産賃貸業	100%	—	—	借入金	3,240	設備資金借入金	3,240
									540	長期運営資金借入金	540

取引条件および取引条件の決定方針等

・借入金明細書に記載の通り。

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし